

## 高崎市における軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

要介護1以下（「自動排泄処理装置」（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）については要介護3以下）の軽度者に対する、その状態像からは利用が想定されにくい種目（①車いす（付属品含む）、②特殊寝台（付属品含む）、③床ずれ防止用具、④体位変換器、⑤認知症老人徘徊感知機器、⑥移動用リフト、⑦自動排泄処理装置）については、第95号告示第25号のイで定める状態像に該当するものについては算定が可能となります。

高崎市において、その判断については次のとおりとします。

### <対象となる条件>

下記のi) からiii) までのいずれかに該当する者である旨が、医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合であって、書面等確実な方法により市町村が確認することにより、要否を判断する場合。

#### ◆例外給付の対象とすべき事案◆（老企36号 第2の9(2)ウより）

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者  
(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象など)
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者  
(例 がん末期の急速な状態悪化など)
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者  
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避など)

以上の条件にあてはまり、制限を受ける福祉用具貸与を利用する場合の手続きは次のとおりです。

## 1. 申請

2に掲げる確認書類を市役所介護保険課又は各支所介護保険担当窓口に提出してください。条件に該当すると認められる場合には、「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認書」に受付印を押したうえで、「確認書」（返却用の1部）のみ返却いたします。

## 2. 確認書類（「確認書」のみ2部、それ以外は1部ずつ提出してください）

- ・軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認書（提出用と返却用の2部）
- ・医師の医学的な所見の確認書類（写）※（疾患名、福祉用具が必要な症状等が記入されていること）

※サービス担当者会議の要点等に詳細な記載のある場合には、「医師の所見を把握できる書類」の省略可

【要介護の方】	・居宅サービス計画書（第1～3表）（写） ・サービス担当者会議の要点（写）
【要支援の方】	・介護予防サービス・支援計画書（写） ・介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）（写）

・判断箇所が分かるよう、各書類の該当箇所にマーカー等で印をつけた上で提出してください。

## 3. 申請時期

原則として、利用を開始される前に確認書類を提出し、確認を受けてください。

ただし、末期がん患者の急な退院等により早急な対応が必要な場合等、合理的な理由があれば、例外給付の対象期間の開始は、受付日の14日前までは遡ることを可能とします。

やむを得ず提出が事後となってしまう場合は、必ず利用開始から14日以内に手続きを完了するようにしてください。また、申請が事後となった場合で、条件に該当しない場合には、保険給付の対象とはならず全額自己負担となりますので、ご注意ください。

## 4. その他（老企36号第2の9(2)イより）

「車いす（付属品含む）」における「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「移動用リフト（段差解消機に限る。）」における「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治医の意見を踏まえつつ、助言可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業所が判断することとされておりますので、市への書類提出は必要ありません。ただし、必要に応じて算定の根拠を確認させていただく場合がありますので、例外給付の根拠がわかるように関係書類を計画書と併せて保存し、市等から求めがあった際には、当該書類を提出できるよう整備しておいてください。

○問合せ先

高崎市役所介護保険課介護サービス担当 TEL：027-321-1250（直通）

## 参考 具体的な状態像や疾患の事例

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

以下は、あくまで例であり、実際の申請に際しては医学的な所見によって、利用者が該当する状態像であることを判断します。

以下の例以外の状態であっても、福祉用具が必要と判断される場合があります。

事例類型	事例内容（例）	福祉用具種目（例）
i) 状態の変化	パーキンソン病で内服加療中の「ON/OFF 現象」によって、頻繁に臥位からの起き上がりが困難となる。	特殊寝台
	重度の関節リウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなるため、畳からポータブルトイレへの移乗が全介助を要する状態となる。	移動用リフト (昇降座椅子)
ii) 急性増悪	末期がんにより急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれる。	特殊寝台
iii) 医師禁忌	重度の心疾患で、心不全発作の危険性が著しく高く、急激な体動を医学的見地により回避する必要がある。	特殊寝台
	重度の喘息発作で、呼吸苦の重篤化を回避するため、上体を一定の角度に起こす必要がある。	特殊寝台
	脊髄損傷による下半身麻痺により、下半身の自発的な体位変換が困難なため、床ずれの発生リスクが高い。	床ずれ防止用具 及び体位変換器
	人工股関節の術後で、立ち座りに伴い股関節脱臼の危険性が高いため、医学的見地から股関節への負担を回避する必要がある、畳から椅子への移乗に一部介助を要する。	移動用リフト (昇降座椅子)

## 軽度者に対する福祉用具貸与例外給付に関するQ&A

Q 1. 「確認書」はいつまでに提出したらよいか。

A 1. 原則として、利用開始前とする。ただし、利用開始前に提出することが難しい合理的な理由（がん末期患者の急な退院など）がある場合は、例外給付の対象期間の開始は、受付日の14日前までは遡ることを可能とする。やむを得ず提出が事後となってしまう場合でも、必ず利用開始から14日以内に手続きを完了すること。

Q 2. 一度手続きをすれば、ずっと貸与を受けることができるか。

A 2. 貸与は、認定期間を基準とする。新たな認定を受けた場合は、改めて手続きが必要となる。再度の手続きを行わないまま貸与を継続することはできない。添付書類についても新しい認定に対しての書類を提出すること。

Q 3. 認定申請（新規申請）と同時に例外給付の確認申請は可能か。

A 3. 医学的所見による状態像の判断と、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによって早急に福祉用具貸与が特に必要であると判断を行ったうえでの暫定ケアプランによる申請であれば受付可能。なお、貸与にあたっては認定決定前（要介護度が未確定）である為、利用者に対し自費負担の可能性を説明したうえで行うこと。

Q 4. 要介護認定の変更申請中であるが、例外給付の確認申請は可能か。

A 4. 可能。Q 3と同様に、暫定ケアプランにより申請を行うこと。

Q 5. 市外から高崎市に転入してきた被保険者が、転入前の市町村で例外給付の確認を受けていた場合、再度高崎市に確認申請の手続きが必要か。

A 5. 保険者が確認する必要があるため、高崎市に対して申請が必要。

主治医の所見を確認できる書類は、該当する状態像について医師が作成した書類、または転入前の保険者に確認を行った際に使用した書類を、従前の支援事業者から引き継いでいる場合は、その写でも可とする。

Q 6. 医師の医学的な所見の確認書類に記載が必須の内容は何か。

A 6. ① 診断名（疾病等の名称）

② 国の示した状態像に該当する旨

※ 記載がない場合は電話や面接により確認した内容をサービス担当者会議の要点等に記載したものを添付して提出。